

＜検討の背景、目的＞

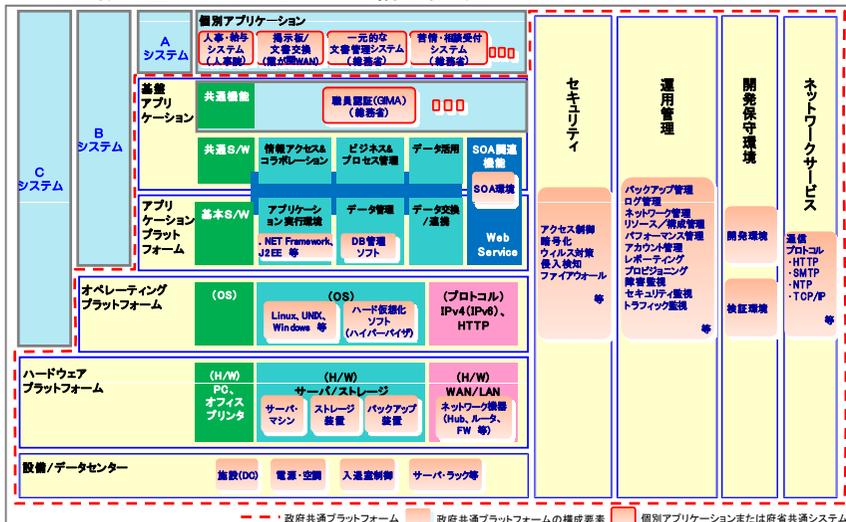
- 政府は、業務・システムの最適化に取り組み、相応の成果を上げているが、全体最適化の取組は不十分
- 政府情報システムの更なる全体最適化を推進すべく、政府情報システムの統合・集約化の基盤として、「政府共通プラットフォーム(※PF)」を構築し、システムの開発・管理運用の効率化、安全性・信頼性の向上等を推進するとともに、データ連携の基盤として、業務見直し(BPR)の促進、国民等利用者の利便性向上等を図る。

1 政府共通プラットフォームの役割及び効果

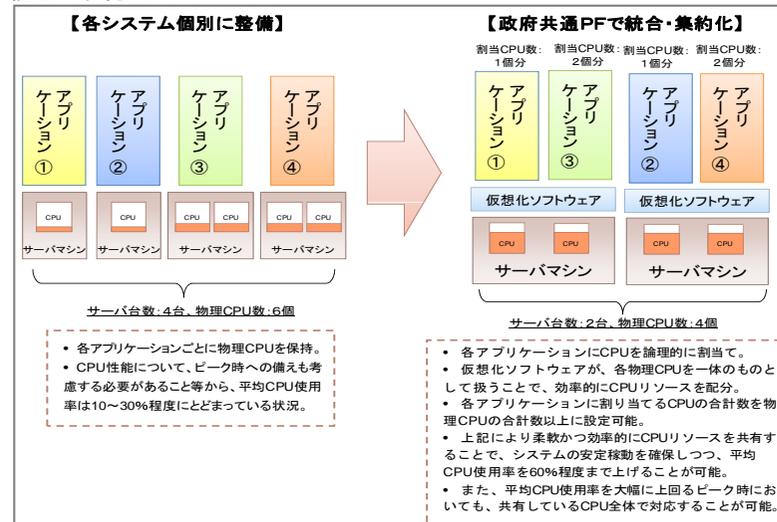
- 仮想化技術を活用したハードウェアの共用
 - ⇒ サーバマシン等の台数削減
 - ※ 仮想化技術を活用し、複数のシステム間で柔軟かつ効率的にCPUを共有することにより、ピーク時に必要となる処理能力を担保しつつ、平均CPU使用率を引き上げることが可能
- OS・ミドルウェア等の基盤ソフトウェアの共通化
 - ⇒ システム動作環境の標準化、ライセンス一括購入等による経費削減
- 運用管理の一元化
 - ⇒ 運用管理業務負担の軽減、運用管理サーバの削減、外部委託システム運用要員の削減
- 共通的なアプリケーション機能の統一化
 - ⇒ システム開発経費削減、共通的业务フローによる業務の標準化

等

(政府共通プラットフォームの構成要素)



(統合・集約化のイメージ)



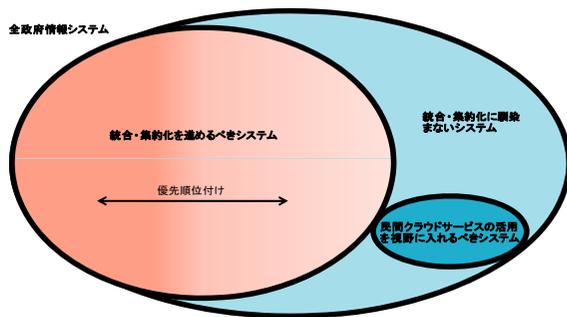
「政府情報システムの整備の在り方に関する研究会」最終報告書の概要②

2 政府共通プラットフォームの活用の方向性

政府情報システムの全体最適化をより強力に推進するため、PFを活用し、より多くの政府情報システムの統合・集約化を目指す。特に、以下のような基準に合致するシステムは、優先的に統合・集約化を検討すべき(※1)。

- 特定の技術・動作環境に依存しないもの
- 極めて高い可用性が求められるもの
- 統合・集約化に当たって大規模な構成変更等が求められるもの
- PFのセキュリティ要件で十分なもの
- 民間クラウドサービスの活用が適当ではないと考えられるもの(※2)

(政府情報システムの類型化イメージ)



※1 上記を踏まえると、レガシーシステム、99.99%を超える稼働率が求められるシステム、地方拠点ごとにサーバを分散配置したシステム、高度な機密性が求められるシステム等については、PFに統合・集約化するに当たり、費用対効果等を含め個別の検証が必要。

※2 民間クラウドサービス(注)の利用に当たっては、当該システムに求められるセキュリティレベル、業務継続性レベル等と当該民間クラウドサービスの提供レベル等を十分勘案の上、総合的に判断することが必要。

(注) 一般的に、初期投資を要することなく、従量制課金モデルで利用することが可能で、短期間でのシステムサービス提供が可能。

3 政府共通プラットフォームを活用したデータ連携

データ連携の類型ごとに、ニーズ等を把握・分析の上、技術的実現方策、課題等を整理。まずは、「行政内部業務等情報の共同利用」の早期実現に向けた取組を推進。

その際、共通的な機能、アプリケーション等の整備・運用は、PFが一元的に担っていく方向で検討。

(本研究会における「データ連携」の類型)

	概要	共同利用等の対象となる行政情報(データ)の例
行政内部業務等情報の共同利用	国の行政機関における内部業務の遂行のために利用している情報を、関係府省間で共同利用することにより、業務の効率化・高度化に資する。	<ul style="list-style-type: none"> 各府省職員の属性情報(個人情報に該当する情報を含む。) 各府省共用の施設・設備等に係る情報 複数府省の共管制度に係る相談・届出等情報(個人情報に該当する情報を除く。)
国民・企業等情報の相互利用	国の行政機関に対する申請・届出等に係る国民・企業等の情報を、関係系統・システム間で相互利用することにより、国民等利用者の利便性・サービスの向上に資する。	国の行政機関が保有する申請等に係る国民・企業等の情報(重点71手続 [※] その他のいわゆる「添付書類」に係る情報。個人情報、企業秘密に該当する情報を含む。)

<データ連携の実現に向けた主な課題>

- 政府情報システム間でデータ連携を可能とするためにはフォーマット、コード等のデータ標準化が必要。
- 重点71手続の添付書類のうち国発行のものは約16%にとどまり、その他は地方自治体、民間機関等発行のもの。
- 複数の行政情報を紐付ける識別子が必要。まずは、政府部内における社会保障・税共通の番号制度の検討の動向を注視。

4 全体最適化の更なる推進に向けて

- PFによる統合・集約化に当たっては、各システムの実態調査、費用対効果の検証が必要。
- PF構築に向け、関係府省間における連携・調整の場など推進体制の整備が必要。
- まずは業務そのものの見直しを優先して実施した上で、その後の更なるシステム改革のツールとしてPFを活用していくことが基本。
- データ連携のうち、「国民・企業等情報の相互利用」実現のためには、国の行政機関のみならず、地方公共団体、民間企業等による相互に連携した取組が必要。